令和元年度事業報告書 (平成31年4月1日~令和2年3月31日)

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 JRECO情報処理センター

法第79条第2項に基づき、令和元年度のJRECO情報処理センターの事業報告をします。

- (1) 情報処理業務の実施に関する事項
 - ①情報処理業務の内容

令和元年度の年間登録件数と令和2年3月31日現在の情報処理センターへの管理者・廃棄者、充塡回収業者の登録事業所数は次のとおりである。

· 登録件数(処理件数) 2,826件

令和元年度の登録数は、前年度より若干少ない2,826件(対前年度比79件減)にとどまり、計画数値(3,500件)に達することができなかった。情報処理センター外では、定期点検の登録件数に関しては前年度と比べてやや減少しているが、簡易点検の登録件数は約5.5%伸びており、改正法が公布されたこともあって、改めて管理者や充填回収業者において法令を遵守し適正に機器を管理する意識が高まったと思われる。登録件数を見ると、年間を通して平均的に利用されているが、特に年末年始と年度末に利用が多いことがわかる。(添付資料A)

• 登録事業所数

管理者・廃棄者充塡回収業者1,983

(なお、充塡回収業者の場合、1事業所で複数の都道府県を登録している都道府県をそれぞれ個別に累計した場合は5,591)

②情報処理業務に関連する問い合わせ対応や事務処理について、適正に処理できる体制の構築と、効率的な実施

人員体制は、令和元年度事業計画の業務を遂行するために情報システム部3名体制としてシステムの適正な運用に当たり適切に対応した。電話やメールによる問い合わせも一日平均で10件前後あったが、多くの問い合わせは当日中もしくは翌日には回答を完了した。こうした日頃の業務よりノウハウの蓄積等を行い、マニュアルや利用ガイド類の作成、見直しを適宜行い当機構のホームページ上に公開し、ダウンロードもできるようにして利用者の便を図ってきた。また、フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイトの情報を更新し、改正法内容の情報提供及び周知とともに、情報処理センター利用の普及・促進を図った。(添付資料B)

経理に関しては、情報処理センター利用のために預託された預かり金と、情報処理センターの利用時に利用料金として当機構が収受した金銭、また、新たに導入した請求書による銀行振込(後払い)方式に関する情報処理センター利用に応じて発行する請求書の金銭徴収については、収支計画書に基づき適切に管理した。なお、令和元年度情報処理センター単体での収支実績は経費が上回る状態となっているが、事業規模がかなり小規模なため、当機構全体の収支に対する影響は限定的であった。

(2)情報処理業務に用いる設備の維持及び更新の見通し

①機器更新や拡充等各種の機能改善の適切な実施

情報処理業務を実施するために必要な電子計算機その他の機器について、情報処理業務は事業計画内で推移したので、データ処理及びデータ容量には十分な余裕があり、機器の更新や拡充は行わなかった。現在のデータ容量の使用領域は24GB(OSなどを含む全使用容量)であり、自動拡張可能なストレージ容量64TBの僅か0.038%である。

また、各種の機能改善については情報処理センターの利用者の利便性の向上や効率性を高めるため、次のようなシステム仕様の変更や追加を随時行い、継続的に改善を図り適切に実施した。

- ・ 出力様式について元号を「令和」に変更した。
- ・ 消費税率を10%に変更、請求書金額表記に「内消費税」金額を追加した。
- ・ 登録業種「管理者・廃棄者」、「充塡回収業者」等をヘッダーに表示した。
- ・ 改正法対応仕様の追加、変更(事前確認結果説明書、確認証明書、引取証明書の 写し、電子帳票の一括縦覧機能等)をした。

②システムの安定運用のための保守管理の実施

情報処理業務を実施するシステムは、安定した運用を図るために高いセキュリティで保護されたデータセンター内に構築し、外部からのアクセスは暗号化された通信手段やファイアーウォールによる接続制限を設けてある。

また、システム開発や維持管理業務は、外部委託による運用管理会社(専門業者) と連携し実施しており、開発内容や仕様変更など、不定期ではあるが、2~3週に 一度程度の情報交換を行っている。

具体的な取組としては、情報セキュリティの観点から、JRECOからサーバーへの直接アクセスも行えない仕組み(アクセスはWeb経由のみ)となっており、万一JRECO内の情報機器に不正アクセスやウィルス感染が発生した場合でも、情報処理センターのシステムは隔離された環境としている。さらに、不具合発生時の対応やサーバーのCPU使用率によりシステム運用状況の監視も行った。

このように、システムの安定した運用については、令和元年度中は支障なく維持されてきた。

(3) その他必要な事項に関する事項

令和元年度は情報処理センターの認知度を上げ、利用の普及・促進を図るため下記の活動を行った。

- ・ 全国主要都市で開催された環境省・経済産業省の「改正フロン排出抑制法に関する説明会」(令和元年11月15日から令和2年2月20日、機器ユーザー向け14回、建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け7回)において情報処理センターの利用については法改正資料に追加して配布してもらった。(添付資料C)
- ・ 情報処理センターの利用に関する説明会を東京で計4回開催(参加者数337名)、他 にも利用者の要請による個別説明会を開催した。(添付資料D)
- ・ HVAC&R JAPAN 2020 (第41回冷凍・空調・暖房展) (令和2年3月3日から令和2年3月6日予定) にブースを出展し、情報処理センター利用の普及・促進活動やセミナー講演を実施する予定で準備を進めたが、新型コロナウイルス感染拡大懸念のため開催中止となった。
- ・ 分かり易い提案説明書を作成し、製造業者、スーパー等小売業者、食品加工業者、ビル管理会社、大学、病院をはじめとする潜在利用者80社以上を個別に訪問し紹介と説明を実施、また、業界団体及びその傘下の企業への訪問、電話、メールによる周知、広報活動を実施した。
- ・ 大手上場企業等にSDGs(持続可能な開発目標)としてフロン類の管理をCSR(ESG)報告書に記載することを啓発した。また、法令遵守に関してCSR・環境関係の情報提供機関、弁護士事務所、ISO審査機関と連携して周知活動を実施、改正法マニュアルを作成し配布した。(添付資料E)
- 業界紙、関係団体(日設連・東冷協)会報に広告を掲載した。(添付資料F)
- ・ フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイトの内容を拡充した。
- ・ 情報処理センター利用者へメールマガジン情報を発信、情報提供サービスの強化を図った。

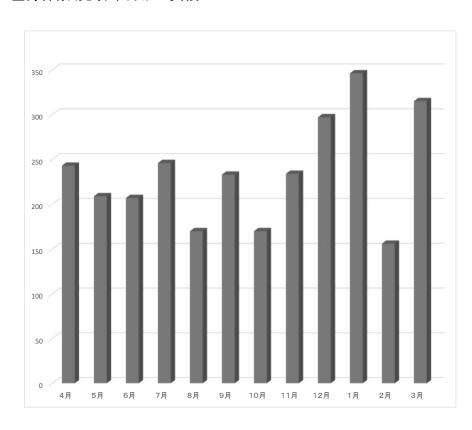
[添付資料]

- A. 情報処理センター利用実績
- B. フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイト
- C. 令和元年度 改正フロン排出抑制法に関する説明会
- D. 令和元年度説明会
- E. 改正フロン排出抑制法 必須・遵守マニュアル
- F. 新聞広告(空調タイムス)、雑誌広告(冷凍空調設備、東冷協だより)

情報処理センター令和元年度利用実績

令和元年度情報処理センター登録件数(充塡・回収)R1実績

4月	243
5月	209
6月	207
7月	246
8月	170
9月	233
10月	170
11月	234
12月	297
1月	346
2月	156
3月	315
計	2,826



フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイト (http://jreco-rams.jp/)



令和元年度 改正フロン排出抑制法に関する説明会

【機器ユーザー向け説明会】

都市	開催日時		会場	
東京 [第1回]	令和元年11月15日(金)	14:00~15:30	経済産業省 本館地下2階 講堂	
大阪 [第1回]	令和元年11月20日(水)	10:30~12:00	武藤記念ホール(國民會館) 12 階 大ホール	
東京 [第2回]	令和元年 11 月 21 日 (木)	14:00~15:30	全日通霞が関ビル 8階 大会議室A	
札幌	令和元年11月26日(火)	14:00~15:30	TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 5階 チューリップ	
仙台	令和元年11月27日(水)	10:30~12:00	仙台青葉カルチャーセンター 4階 403 号室	
名古屋	令和元年12月4日(水)	10:30~12:00	ダイテックサカエ 6階 クリエイトホール	
東京 [第3回]	令和元年12月5日(木)	10:30~12:00	経済産業省 本館地下2階 講堂	
高松	令和元年 12 月 10 日 (火)	14:00~15:30	香川県県民ホール(レクザムホール) 4階 大会議室	
広島	令和元年 12 月 11 日 (水)	14:00~15:30	広島 YMCA 国際文化センター 3 号館 2階 多目的ホール	
福岡	令和元年 12 月 17 日 (火)	10:30~12:00	八重洲博多ビル 11階 ホール A	
大阪 [第2回]	令和元年 12 月 18 日(水)	10:30~12:00	武藤記念ホール(國民會館) 12 階 大ホール	
東京 [第4回]	令和2年1月15日(水)	14:00~15:30	TKP 赤坂駅カンファレンスセンター	
東京 [第5回]	令和2年2月20日(木)	10:30~12:00	経済産業省 講堂	
東京 [第6回]	令和2年2月20日(木)	14:00~15:30	経済産業省 講堂	

【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会】

都市	開催日時		会場
東京 [第1回]	令和元年11月18日(月)	14:00~15:30	都道府県会館 1階 101 大会議室
大阪	令和元年 11 月 20 日 (水)	14:00~15:30	武藤記念ホール(國民會館) 12階 大ホール
仙台	令和元年 11 月 27 日 (水)	14:00~15:30	仙台青葉カルチャーセンター 4階 403 号室
名古屋	令和元年12月4日(水)	14:00~15:30	ダイテックサカエ 6階 クリエイトホール
東京 [第2回]	令和元年12月5日(木)	14:00~15:30	経済産業省 本館地下2階 講堂
福岡	令和元年 12 月 17 日 (火)	14:00~15:30	八重洲博多ビル 11階 ホール A
東京 [第3回]	令和2年1月15日(水)	10:30~12:00	TKP 赤坂駅カンファレンスセンター

添付資料D

令和元年度 RaMS(冷媒管理システム)説明会

	開催場所(都市名)	開催日	申込数	定員数	受講者数計
1	東京都	2019/7/3	68	60	59
2	東京都	2019/9/3	102	100	89
3	東京都	2019/11/6	118	100	103
4	東京都	2020/1/23	113	100	86
5	千葉県 (HVAC&R展·中止)	2020/3/3	0	60	0
6	千葉県 (HVAC&R展·中止)	2020/3/5 (1回目)	0	60	0
7	千葉県 (HVAC&R展·中止)	2020/3/5 (2回目)	0	60	0
8	千葉県 (HVAC&R展·中止)	2020/3/6 (1回目)	0	60	0
9	千葉県 (HVAC&R展•中止)	2020/3/6 (2回目)	0	60	0

改正フロン排出抑制法 必須・遵守マニュアル

(2019 年 10 月 30 日初版第 1 刷発行 発行元・(株) オルタナ)

改正フロン 排出抑制法

alterna





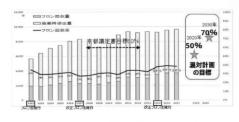


2017年度においては代替フロンなど4ガスの中で、HFC以外の排出量はすでに2030年度目標値 連成しました。一方、HFCは目標値21.6百万トン・CO₃に対して倍の44.9百万トン・CO₃にまで排

を達成とない。 フスパに自由機能 1.0日 アン・ビリスのと思うない。 フスパー じょうまで併 語言は様式でいるのです。 もし、HFC排出量がこのままの増加率で2030年を迎えると、その排出量は81.3日万トン・CO₂と なってしまいます。そうなると2030年度のHFC排出量は全温室効果ガス排出量(10.79億トン・CO₂ の7.8%を占めることになるのです。

閣議決定における対策

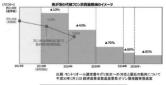
閣議決定における対策
1 業務用冷率実際機能の海薬時の回収率目標: 2020年度: 50%、2030年度: 70%
2 代替フロン等4ガスに関する対策
①ガス・製品製造分野における/ソフロン・低GWP化の推進
②素務用冷凍空隙機能の使用等におけるプロン・側の回収の推進
③素務用冷凍空隙機能のからの展棄時等のフロン側の回収の推進
④度業界の目立め収収別組みが推進
②。③はフロン排出抑制法において、機器の所有者が法連守を徹底することです。
図は、2020年(フロン園の 地域表が結合されための、廃棄時の排出量と回収量。回収率の変 運です。京都議定費を受け、国内の回収率を60%としていましたが、当初から回収率は目標からか け離れていました。



2015年に2回目の法改正で**フロン辨出抑制法**が施行されてからは、回収率は向上しました。しかし 2020年度の目標値である50%からはまだほど遠い値になっています。そこで、3回目の法改正とな る**改正フロン辨出抑制法**では、機器の廃棄時における回収を確実にし、回収率を政府目標の50%を

1-4. キガリ改正

キガリ改正とはモントリオール議定者に基づく国際的なHFCの生産削減の条約です。日本は 2019年1月に批准しました。下図の通り、国内でのHFC(代替フロン)の生産と輸入の合計を段階的 に削減する必要があります。 この生産削減はHFCの量をGWPで物質した設備ガス相当量(トン・CO₂)であるため、メーカー は、現在最も扱われているR404AやR410AというGWP値(温室効果)が高いHFCの生産を目ずと 減らしていくことになります。



現在使用中の機器に対する課題

現在使われている業務用機能の大多数は、HFCとHCFC(R22)を使用しています。機器の使用年 数は20年 ~30年であるため、整備時には冷域の制度が必要です。中がリ安正に伴い、2019年1月か クコレン製造をする各計に国からGGOW(電質金別サントン製による生産が明り当てかれました。 フロンメーカーは、GWP個の高、NRO4A(GWP億3,320)やPA410A(周2,090)を基めすことにな のでしよう。ちなみに欧州では、R404AならびにR410Aの価格は10倍以上になっているとの情報も あります。 R404Aは低温向けの冷域であるため、低温を確やショーケース向けに使われています。R410Aは ビルマルチェアコンやバッケージェアコンなどの空間機器にまに使われています。それぞれの機能 は、冷咳の便振い合わせた設計であっているため、他の種類の冷域と入れ替えて機能を適能することはできません。フロン排出即制法では、機器製造メーカーの許可無しで他の冷域への入れ替えは 物はおまたすいます。

とはできません。プロン押出別助法では、機器を出メーカーのサー同性で他の市球への入れ得えば、 禁止されています。 一方、業務用の空間機能・冷凍冷離機器に使用されているR22については、2020年から、モントリ オール譲渡書によって新規の生産が中止となります。R22を使った機器を使い続けることは法的に は可能ですが、整備的の組充分繋については、今後は再生冷葉を使用する必要があります。(冷鍵の 再生は生産にはあたらないので生産規制には法的に問題ありません)。

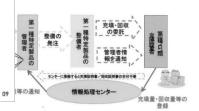
機器の所有者は、一層の冷媒管理と漏えい対策が必要です。所有者は、機器廃棄時の冷媒の確実 な回収と、フロン排出抑制法による「定期点検」と「簡易点検」を行い、使用時の冷媒漏えい対策をす ることが必要です。

用書の交付書類の受領

・の規模(参考) が想定される主な管理者の目安を下記に示します。 大型小売店舗保護面積10,000m程度の店積1を店舗以上有する管理者 摂1,500m程度の店額1を品で議以上有する管理者 ア(示面程20の研程度の店額1を回路以上有する管理者 m程度)を820店舗以上有する管理者

、00.00回回の上がマロ東地間 0.000何程度のビルトを28棟以上有する管理者等 珍納200所程度の工場トを20ホ所以上有する管理者等 から対象となりる業態を示したものであって、所有する機器・事業規模・管 ・象となる場合もあります。

(第37条、国収益明書は主務省令で定める事項を記載し、書面により交 第37条、第39条)ことになっています。 一に登録したとおよ項延明書、国収延明書を交付することを要しない(第 います。 することにより新の延明書が不要になるだけでなく、電子的な登録・通知に を電子的に管理・集計可能であり、ログブックへの記録・保存や、算定漏えい 音易に行うことができます。



MATERIA.

16

となる。

17

収 引き扱いに帰っています。 収 引き扱いに帰っています。 電 作権で国際が、保険に対しているのでは多い。 電 だける時間、中級化性の、したシェミを 基 に対策計画で目標した。日よら年の回収 基 に対策計画で目標した。日よら年の回収 第 に対策計画で目標した。日よりは対策が開 の 当年が近いの機能力でリンロので入れている実際に導く、発電的プロンロので入れて 大きな近くの機能力でした。 10 いる実際に導く、発電的プロンロので各様を 不 るととか今日の左ばたの服子とな

2020年〈令和2年〉1月2日(木曜日) 第2805号

第2部 冷媒フロンの動向

空調タイムス

AC&R展でも

JRECO

改正法対応時の便利機能を追 クラウド型冷媒管理システム「RaMS」

説明会資料より

(環境省のフロン排出抑制法ポータルサイト)

大山田 a M 5 」

「大山田 a M 6 」

「大山田 a M 6 」

「大山田 a M 7 」

「

JRECOでは説明会、 世 ている。 正 ている。 れ 月も30日に定員―00名 北 で開催するが間もなく定 推 で開催するという(会場 、 は機械振興会配)。 多は・RECO公式サント
と 内のR a M S ペーンの間
と 内のR a M S ペーンの間
と N 表の増加にら見てし
糖 れる。以前は・週間でし
糖 れる。以前は・週間でし
が、現在では一日だった
が、現在では一日だった
が、現在では一日だった。改正 月も33日に定員100 充塡回収業者2割、フ 大類再生業者1割)。フ 日も33日に定員100

改正フロン排出抑制法 4月

2019年フロン排出抑制法改正等の概要

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。
- 2020年4月1日より施行されます

機器の点線の記録簿の保存期間を、 物道府県の指導監督の実効性向上 プロン類の引渡し完了後3年間に延長 【機器廃棄の際の取組】

(19月17年の日本学品画の学みバエロ)上 ・ユーザーがフリン回収を行わない違反に対する直接制の導入 (現行: 整節 (相帯・動等・指約・4段間) ※選接節(1段間)へ) 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明(引取証明書の 写し)の交付を義務付け (圧増回収減者である機構性・サイル兼著等につシ回収を依頼でも場合などは休く。)

[建物解体時の機器廃棄の際の取組]

都道府県による指導監督の実効性向上 - 建設リサイクル法解体属等の必要な資料要求規定を位置付け - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大

・解体工事発注者 (ユーザー) に、解体等 (事前説明書類) の保存を義務付け等 体業者等による機器の有無の確認記録

[機器が引き取られる際の取組]

廃棄物・リナイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明 (引取証明書の写し)を確認し、確認できない機器の引取りを禁止 (編集物・特別編集等が実備可以素質してロン回収を行列者位とはく)

●継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

改正フロン排出抑制法で説明会 ユーザーの関心高く

環境省と管理者の責務を解説

際ン 1 のほう 1

合和2年4月に

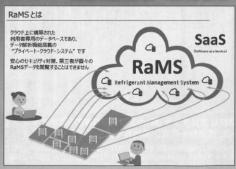
改正フロン排出抑制法が 施行されます。

①今回の法改正では、フロンを含む機器を廃棄する際の規制が一段と厳しくなっています。

②書面の管理・保存が厳しく求められ、間接罰から直接罰化がなされています

③RaMSはフロン機器の管理支援ツールとして法改正にも対応し、ペーパーレス化や事務作業の省力化に貢献します。

(一財)日本冷媒・環境保全機構はRaMSを運営提供するとともに、「フロン排出抑制法」 (第76-85条)に基づき、 経済産業省・環境省から「情報処理センタ・







RaMSは2011年よりフロン法の変遷に電子的に対応し 2020年の改正法にも完全に準拠します!



般財団法人日本冷媒・環境保全機構 JRECO Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization 電話

(03) 5733-5311

URL http://www.jreco.or.jp

冷凍空調設備:2019年12月号



METALGERATION & AR CONDITIONING CONTRACTORS

(12)

Vol.46 No.12% = 2019 December

平成30年度高圧ガス事故事例 登録冷凍空調基幹技能者 銅管ろう付技術講習会

屋久島自省至水峡(鹿児島県)



般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会

RaMS利用で 企業価値UP!

RaMSで冷媒管理! 書類保存が確実! クラウド管理なので安心です!

「改正フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素 (CO₂) に比べ最大 1 万 5 千倍も影響があり、 適正管理が必要となります

ISO14001対応

ISO14001 活動を行う中で「環境側面」として「フロン排 出抑制法」対応に RaMS を利用することで効率的な管理が 可能になり、審査時のエビデンスとなります

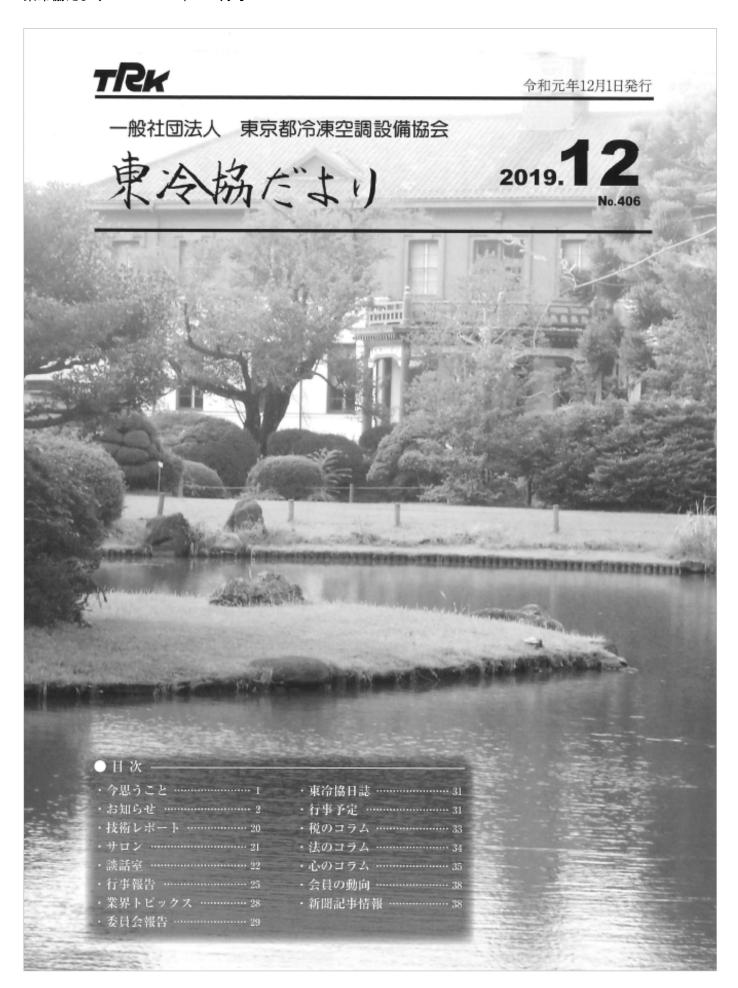
CSR推進支援

CSR レポート・環境報告書は、法令遵守、自主活動を通じ、 企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして 作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム(RaMS(ラムズ)のお問合せ先



一般財団法人 日本冷煤・環境保全機構 情報システム部 電話:03-5733-5311 E-mail:contact@jreco.or.jp 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2 東冷協だより:2019年12月号



RaMS利用で力 企業価値UP!

RaMSで冷媒管理! 書類保存が確実! クラウド管理なので安心です!

「改正フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素 (CO_2) に比べ最大 1 万 5 千倍も影響があり、適正管理が必要となります

ISO14001対応

ISO14001 活動を行う中で「環境側面」として「フロン排 出抑制法」対応に RaMS を利用することで効率的な管理が 可能になり、審査時のエビデンスとなります

CSR推進支援

CSR レポート・環境報告書は、法令遵守、自主活動を通じ、 企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして 作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム RaMS(ラムズ)のお問合せ先



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 情報システム部 電話: 03-5733-5311 E-mail: contact@jreco.or.jp 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

収支決算書(令和元年度決算)

(情報処理センター)

自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館406-2

貸借対照表

令和2年3月31日

情報処理センター(指定法人)

その他会計 (単位:円)

科目	令和元年度決算
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	225, 193
流動資産合計	225, 193
2. 固定資産	
ソフトウェア	0
固定資産合計	0
資産合計	225, 193
Ⅱ 負債の部	
1. 流動負債	
預り金	269, 017
その他	4, 667, 971
流動負債合計	4, 936, 988
負債合計	4, 936, 988
Ⅲ 正味財産の部	
1. 指定正味財産	0
2. 一般正味財産	▲ 4,711,795
正味財産合計	▲ 4,711,795
負債及び正味財産合計	225, 193

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで 情報処理センター(指定法人)

その他会計 (単位:円)

その他会計	(単位·円 <i>)</i>
科目	令和元年度決算
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
事業収益	308, 244
経常収益計	308, 244
(2) 経常費用	
事業費・管理費	
人件費	30,281
委託費(サーバー使用料、システム保守費)	0
システム開発引当金繰入額	0
減価償却費	14,647
賃借料 (事務所費等)	0
旅費、交通費	25,356
通信運搬費	5,124
印刷製本費	15,402
広報費(パンフレット作成費)	0
銀行口座手数料	2,825
会議費・研修費	0
消耗品費・消耗什器備品・修繕費	0
租税公課その他	89,148
経常費用計	182, 783
評価損益等調整前当期経常増減額	125, 461
評価損益等計	0
当期経常増減額	125, 461
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
税引前当期一般正味財産増減額	125, 461
法人税・住民税及び事業税	
当期一般正味財産増減額	125, 461
一般正味財産期首残高	▲ 4, 837, 256
一般正味財産期末残高	▲ 4, 711, 795
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
Ⅲ 正味財産期末残高	▲ 4, 711, 795